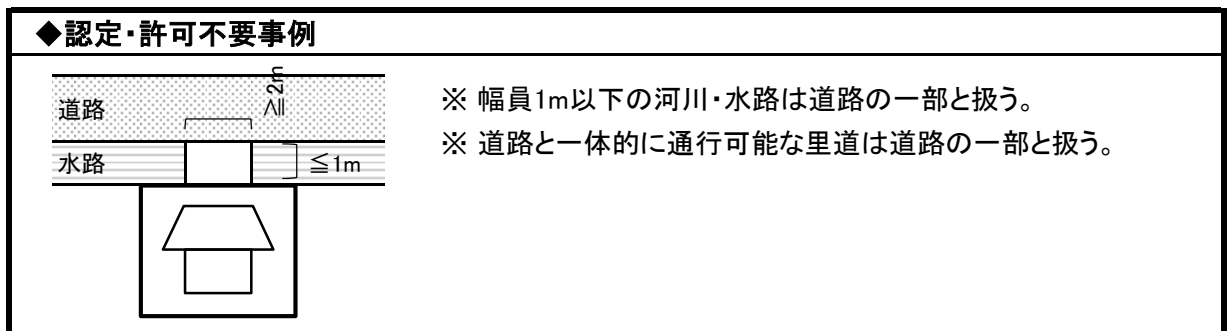
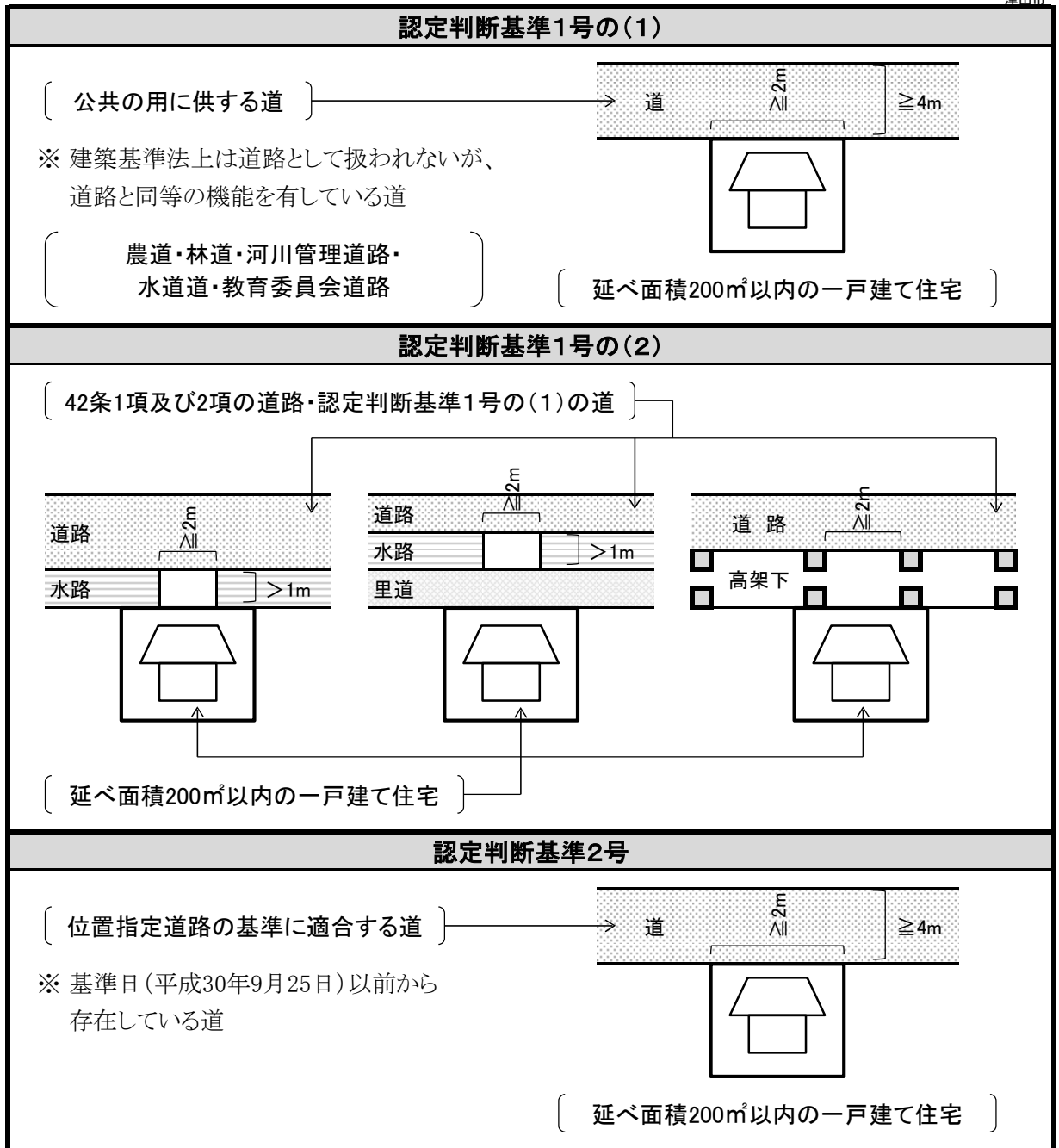


認定判断基準イメージ図 (法第43条第2項第1号認定)

津山市



許可判断基準1号	許可判断基準2号の(1)
<p>広い公園 ≥2m</p> <p>道路</p> <p>〔公園・緑地・広場・駐車場・境内地・学校グラウンド・鉄道敷内施設〕</p>	<p>〔公共の用に供する道〕 → 道</p> <p>2m 道 ≥4m</p> <p>※ 建築基準法上は道路として扱われないが、道路と同等の機能を有している道</p> <p>〔農道・林道・河川管理道路・水道道・教育委員会道路〕</p> <p>〔認定判断基準1号の(1)に該当しないもの〕</p>

許可判断基準2号の(2)
<p>〔42条1項及び2項の道路・許可判断基準2号の(1)の道〕</p> <p>道路 水路 道路 水路 道路 高架下</p> <p>2m 2m 2m</p> <p>≥2m >1m >1m</p> <p>〔認定判断基準1号の(2)に該当しないもの〕</p>

許可判断基準3号の(1)の1、3号の(1)の2
<p>道路 道路</p> <p>中心線 後退線 通路 中心線 後退線 通路</p> <p><1.8m 2m <4m 2m</p> <p>※ 幅員が1.8m未満で42条2項道路にならない通路</p> <p>※ 立ち並びがないため42条2項道路にならない通路</p> <p>〔42条1項及び2項の道路・許可判断基準2号の(1)の道〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存建築物の建替・増築・敷地内移転等のみ可能 ◆ 新築は認めない(現在更地等においても、建築物が基準日(平成11年5月1日)以前から存在していたことが確認できるもの(建物謄本又は課税証明など公的機関の証明する書類等)があれば、許可できるものとする。(平成11年5月1日前に除却されていてもよい。))

許可判断基準3号の(2)
<p>〔電気通信事業用の鉄塔の付属建築物・山間部の気象観測施設・上下水道管理施設・灯台の付属建築物〕</p>